○農林水産省告示第九百十七号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十七条の三第五項の規定に基づき、次の登録認定機関から登録の更新の申請が登録の有効期間の満了の日の六月前までに行われなかったので、この旨を次のとおり公示する。

平成二十二年六月十五日

農林水産大臣　山田　正彦

一　登録年月日及び登録番号
平成十八年十月二十日　第八十三号

二　登録認定機関の名称及び住所
財団法人広島県環境保健協会　広島県広島市中区広瀬北町九番一号

三　登録認定機関が認定を行う農林物資の種類
有機加工食品

四　登録の有効期間満了日
平成二十二年十月十九日

○農林水産省告示第九百十八号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり登録認定機関の登録を更新したので、同法第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第三項の規定に基づき公示する。

平成二十二年六月十五日

農林水産大臣　山田　正彦

一　登録更新年月日及び登録更新番号
平成二十二年三月十日　第三十四号

二　登録認定機関の名称及び住所
有限会社オー・シー・アイ・エー・ジャパン
東京都港区新橋四丁目二十一番七号

三　登録認定機関が認定を行う農林物資の種類
有機農産物及び有機加工食品

四　登録認定機関が認定を行う区域及び認定を行う登録認定機関の事業所の所在地
(1)　認定を行う区域
国内及び外国
(2)　認定を行う事業所の所在地
東京都港区新橋四丁目二十一番七号

○農林水産省告示第九百十九号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり登録認定機関の登録を更新したので、同法第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第三項の規定に基づき公示する。

平成二十二年六月十五日

農林水産大臣　山田　正彦

一　登録更新年月日及び登録更新番号
平成二十二年四月十一日　第五十一号

二　登録認定機関の名称及び住所
鶴岡市　山形県鶴岡市馬場町九番二十五号

三　登録認定機関が認定を行う農林物資の種類
有機農産物

四　登録認定機関が認定を行う区域及び認定を行う登録認定機関の事業所の所在地
(1)　認定を行う区域
山形県鶴岡市
(2)　認定を行う事業所の所在地
山形県鶴岡市藤島字笹花二十五番地

○農林水産省告示第九百二十号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり登録認定機関の登録を更新したので、同法第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第三項の規定に基づき公示する。

平成二十二年六月十五日

農林水産大臣　山田　正彦

一　登録更新年月日及び登録更新番号
平成二十二年五月九日　第五十四号

二　登録認定機関の名称及び住所
財団法人北農会　北海道札幌市中央区北三条西二丁目一番地

三　登録認定機関が認定を行う農林物資の種類
有機農産物、有機加工食品、有機飼料及び有機畜産物

四　登録認定機関が認定を行う区域及び認定を行う登録認定機関の事業所の所在地
(1)　認定を行う区域
北海道
(2)　認定を行う事業所の所在地
北海道札幌市中央区北二条西二丁目

○農林水産省告示第九百二十一号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり登録認定機関の登録を更新したので、同法第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第三項の規定に基づき公示する。

平成二十二年六月十五日

農林水産大臣　山田　正彦

一　登録更新年月日及び登録更新番号
平成二十二年五月九日　第五十五号

二　登録認定機関の名称及び住所
特定非営利活動法人徳島県有機農産物認証協会　徳島県徳島市かちどき橋一丁目四十一番地

三　登録認定機関が認定を行う農林物資の種類
有機農産物及び有機加工食品

四　登録認定機関が認定を行う区域及び認定を行う登録認定機関の事業所の所在地
(1)　認定を行う区域
徳島県
(2)　認定を行う事業所の所在地
徳島県徳島市かちどき橋一丁目四十一番地

○農林水産省告示第九百二十二号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり登録認定機関の登録を更新したので、同法第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第三項の規定に基づき公示する。

平成二十二年六月十五日

農林水産大臣　山田　正彦

一　登録更新年月日及び登録更新番号
平成二十二年四月十一日　第四十九号

二　登録認定機関の名称及び住所
一般社団法人乾めん・手延べ経営技術センター　東京都中央区日本橋兜町十五番六号

三　登録認定機関が認定を行う農林物資の種類
乾めん類及び手延べ干しめん

四　登録認定機関が認定を行う区域及び認定を行う登録認定機関の事業所の所在地
(1)　認定を行う区域
国内
(2)　認定を行う事業所の所在地
東京都中央区日本橋兜町十五番六号

○国土交通省農林水産省告示第二号

海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第四十条第二項の規定による海岸保全施設の管理の所掌の方法についての協議が成立したので、同条第三項の規定により、その内容を次のとおり公示する。

平成二十二年六月十五日

農林水産大臣　山田　正彦
国土交通大臣　前原　誠司

一　海岸保全施設の位置及び種類
北海道静内郡新ひだか町日高胆振沿岸春立漁港海岸（静内郡新ひだか町字春立一九六番一地先から同字一九八番三地先まで）に係る海岸保全区域内の護岸

二　管理を所掌する主務大臣
国土交通大臣

三　管理を所掌する期間
告示の日から一に掲げる海岸保全施設に関する海岸保全施設整備事業及び当該事業が完了する日までに発生した災害の災害復旧事業が完了する日まで

四　所掌する管理の内容
海岸保全施設整備事業及び災害復旧事業として施行する工事その他これらの工事の施行上必要な管理

○国土交通省告示第六百六十号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、平成二十二年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十二年六月十五日

国土交通大臣　前原　誠司

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
吾妻川

二　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から百二十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と百二十二号を結んだ線に囲まれた土地の区域
群馬県吾妻郡嬬恋村大字田代
字大沢西平　九一六番二地先河川敷　一号
九一六番二　二号
九一六番二地先水路敷　三号及び四号
九二三番一　五号から十六号まで
九二四番　十七号から二十号まで